

道路管理事務業務積算資料

1. 適用範囲

この積算資料は、道路許認可審査・適正指導業務積算基準の内、道路管理事務に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「2. 業務委託料」による。

3. 業務委託料の積算

1) 業務委託料の積算方式

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「3. 業務委託料の積算（1）業務委託料の積算」による。

2) 各構成費目の算定

イ. 直接人件費

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定イ直接原価（イ）直接人件費（i）許認可業務」による。

ロ. 直接経費

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定イ直接原価（ロ）直接経費」による。

事務用品費を計上することとし、次の（イ）より算出する。

（イ）事務用品費

道路管理事務に関する事務用品費は、業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上するものとする。

道路管理事務業務に係るパソコンの持ち込み費用については事務用品費として実費を計上できることとしているが、持ち込み用パソコンの標準価格を下記のとおり設定したので参考とされたい。

平成28年度（3ヵ年契約の場合）

1 官署あたり

	単位	単 価	備 考
レーザープリンター	月	(見積価格)円	A3カラー

尚、CALS対応で必要となるソフト等の費用を計上する場合は下記による。

また、本仕様外の機器等を導入する場合は、リース料を別途考慮するものとする。

平成28年度（3ヵ年度契約の場合）

	インストールソフト	単位	単 価	備 考
ノートパソコン	総合ソフト、一太郎、	月	(見積価格)円	CADあり
	ウィルスチェックソフト	月	(見積価格)円	CADなし
インターネット設置費用		月	(見積価格)円	1 官署あたり

業務担当者間のネットワーク機器及び消耗品については、その他原価で計上している。

※発注者側のインターネット接続を利用させる場合は、インターネット設置費用は計上しない。

注) 3年リース契約を実績としている。（保守料込み）

パソコンの価格は、平成２８年度契約に伴う標準機種とし、以下の仕様を満足するものとする。

ハード：ノートパソコン、マウス、テンキー

ソフト：ＯＳ（Windows ７ Professional 以上）

ワードプロセッサ（一太郎 2011 版 以上）

総合ソフト（Microsoft Office Home & Business 2010 以上）

ウィルスチェックソフト（ウィルスバスター ビジネスセキュリティ 相当）

CADソフト※１

（※１）OCF検定制度のSXF対応ソフトウェア検定（カテゴリー：CAD 適合性クラス：SXF総合またはCC3）の認証ソフトウェアであること、又はOCF検定制度にてSXF形式のファイルとの互換機能の認証を受けたソフトウェアに対応したCADソフトウェアであることとする。

ハ．その他原価

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「３．業務委託料の積算（２）各構成費目の算定
ロその他原価」による。

ニ．一般管理費等

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「３．業務委託料の積算（２）各構成費目の算定
ハ一般管理費等」による。

３）打合せ・指揮監督等

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「３．業務委託料の積算（２）各構成費目の算定
イ直接原価（イ）直接人件費（ii）打合せ・指揮監督等」による。